

報告事項 (3)

第 10 次静岡県長寿社会保健福祉計画の策定

(福祉長寿局福祉長寿政策課)

1 概要

ふじのくに長寿社会安心プラン（静岡県長寿社会保健福祉計画）は、3年ごとに取り組む施策と目標を示すもので、現行のプランは令和5年度までを対象としている。

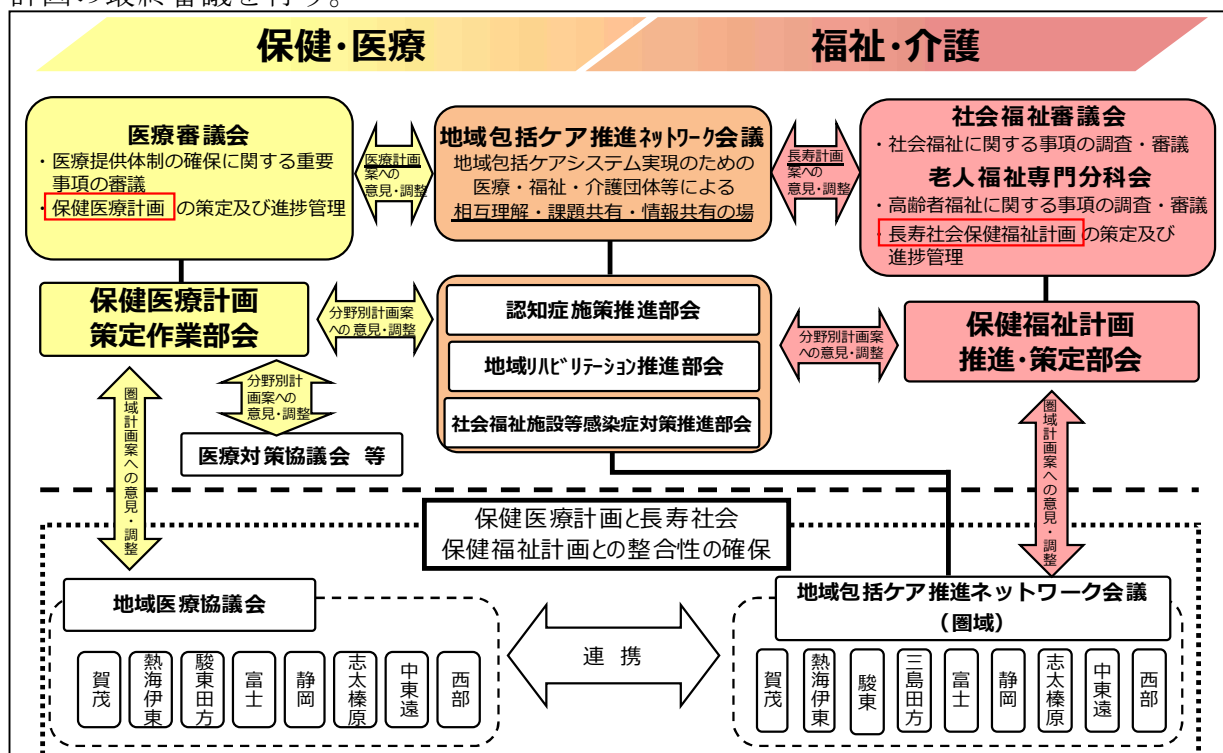
県では、今年度、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする、新たな「ふじのくに長寿社会安心プラン」（第10次静岡県長寿社会保健福祉計画）を策定する。

2 現計画の内容

計画の位置付け	①広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画 (老人福祉法第20条の9 都道府県老人福祉計画) ②市町の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画 (介護保険法第118条 都道府県介護保険事業支援計画)
計画期間	第9次計画:令和3年度～令和5年度(3年間)
基本理念	地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現
施策体系	第1 誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現 第2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進 第3 在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供 第4 認知症とともに暮らす地域づくり 第5 自立と尊厳を守る介護サービスの充実 第6 地域包括ケアを支える人材の確保

3 策定体制

高齢者福祉に関する法定の審議機関である社会福祉審議会老人福祉専門分科会で計画の最終審議を行う。



4 策定のスケジュール

